

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

平成 18 年 2 月 28 日 健指第 1538 号 制定
平成 19 年 3 月 31 日 健指第 1467 号 改正
平成 20 年 1 月 15 日 健指第 6366 号 改正
平成 20 年 11 月 20 日 健指第 1985 号 改正
平成 21 年 12 月 9 日 健指第 1929 号 改正
平成 22 年 6 月 4 日 健指第 483 号 改正
平成 23 年 9 月 8 日 健指第 1292 号 改正
平成 24 年 9 月 20 日 健指第 1494 号 改正
平成 25 年 8 月 7 日 健指第 1052 号 改正
平成 27 年 1 月 21 日 健指第 2066 号 改正
平成 27 年 11 月 27 日 健指第 1733 号 改正
平成 28 年 9 月 30 日 健指第 1414 号 改正
平成 29 年 1 月 31 日 健指第 2095 号 改正
平成 29 年 9 月 22 日 健指第 1487 号 改正
平成 30 年 7 月 23 日 健指第 1148 号 改正
平成 31 年 3 月 13 日 健指第 3193 号 改正
令和 元年 12 月 27 日 健指第 2630 号 改正
令和 2 年 12 月 18 日 健指第 2296 号 改正
令和 3 年 9 月 17 日 健指第 1669 号 改正
令和 4 年 9 月 22 日 健指第 1776 号 改正
令和 4 年 10 月 26 日 健指第 1991 号 改正
令和 6 年 2 月 16 日 健指第 3289 号 改正

第 1 通則

社会福祉施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 34 号）、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付する。

第 2 社会福祉施設等施設整備費補助金

（交付目的）

1 社会福祉施設等施設整備費補助金（以下第 2 において「整備費補助金」という。）

は、「生活保護法」(昭和 25 年法律第 144 号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)等の規定に基づき、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人又は営利法人等(以下「社会福祉法人等」という。)が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 生活保護法第 38 条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 7 号に基づく授産施設((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
(3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業(同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第 11 項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 障害者総合支援法第	居宅介護事業所		

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
<p>5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>重度訪問介護事業所</p> <p>同行援護事業所</p> <p>行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。）</p> <p>短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所</p> <p>共同生活援助事業所</p> <p>相談支援事業所</p>		
<p>(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>補装具製作施設</p> <p>盲導犬訓練施設</p> <p>視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>点字図書館</p> <p>聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>(6) 障害者総合支援法第5条第28項に基づく福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>(7) 平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」に</p>	<p>応急仮設施設</p>		

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
基づく応急仮設施設			
(8) 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所	無料低額宿泊所		
(9) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
(10) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護所、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設	一時保護所 婦人保護施設		
(11) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの(以下「その他の施設」という。)	その他の施設		

3 第2において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

(1) 第2の2の表第1号、第2号、第9号及び第11号に掲げる施設(以下「保護施設等」という。)並びに保護施設等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。

整備区分	整備内容
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築並びに倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化及び津波対策としての高台への移転を図るための改築（以下「耐震化等整備」という。）を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和2年6月25日改正）及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成31年2月7日改正）により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和2年5月29日改正）により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。

（2）第2の2の表第3号及び第5号に掲げる施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに障害福祉サービス事業所等に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

整備区分	整備内容
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和2年6月25日改正）及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」（平成31年2月7日改正）により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和2年5月29日改正）により整備すること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 （第5号に掲げる施設の整備を除く。）	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

（3）第2の2の表第4号に掲げる施設並びに同号の施設に係る第7号の施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備

	費における大規模修繕等の取扱いについて」(令和2年6月25日改正)及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」(平成31年2月7日改正)により整備をすること。
応急仮設施設整備	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備 (居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」(平成29年6月22日改正)により避難スペース整備をすること。

(4) 第2の2の表第6号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設について平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」(平成31年2月7日改正)により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」(令和2年5月29日改正)により整備をすること。

(5) 第2の2の表第8号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
大規模修繕等	既存施設等について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(令和2年6月25日改正)及び令和元年6月27日社援発0520第4号厚生労働省社会・援護局長通知「無料低額宿泊所における防火安全対策の推進に係る整備について」により整備をすること。

(6) 第2の2の表第10号に掲げる施設の場合

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	<p>既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」（令和2年6月25日改正）により整備をすること。</p> <p>耐震化等整備事業のうち、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」（令和2年5月29日改正）により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化に係る整備	平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 別表1の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

ただし、次の施設整備事業については交付の対象としないものとする。

ア 社会福祉法人等が千葉市内に設置する施設の整備事業

イ 社会福祉法人等が船橋市内及び柏市内に設置する施設の整備事業

(2) 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人又は営利法人、法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（(イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務を履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(対象外費用等)

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象とし

ないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、次により算出された額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 2-1、別表 2-2、別表 2-3 又は別表 2-4 の第 3 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等（営利法人を除く。）の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 別表 1 の①欄に定める施設の種類ごとに、別表 2-1、別表 2-2、別表 2-3 又は別表 2-4 の第 1 欄に定める種目ごとの第 2 欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に別表 1 の④欄に定める補助率を乗じて得た額と、イにより算出した額とを、比較して少ない方の額の施設の種類の範囲内の額を交付額とする。

エ ただし、保護施設等に地域交流スペースの整備を行うときは、地域交流スペースに係る額を除いてアからウにより算定した交付額に、次の（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額を加えたものを交付額とする。

(ア) 地域交流スペースに係る総事業費から地域交流スペースに係る寄付金その他の収入額を控除した額

(イ) 地域交流スペースに係る対象経費の実支出額

(ウ) 地域交流スペースに係る基準額

a 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合（b の場合を除く。）28,300 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 29,810 千円）

b 防災拠点型以外の地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 127 号）第 11 条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行

う場合 39, 390 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 40, 900 千円）

c 防災拠点型地域交流スペースの場合（d の場合を除く。） 38, 300 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 42, 400 千円）

d 防災拠点型地域交流スペースの場合で、かつ、耐震化等整備又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条若しくは日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 127 号）第 11 条に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合、54, 360 千円（初度設備相当を併せて整備する場合は 58, 460 千円）

(エ) 地域交流スペースに係る都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助額

(2) (1) 以外の事業については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 別表 2-5 又は別表 2-6 及び別表 4 の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と、第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表 1 の④欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

ア 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備の場合

(1) のウ中「別表 1 の④欄に定める補助率」とあるのは「(3) の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

イ ア以外の施設の場合

(2) のイ中「別表 1 の④欄に定める補助率」とあるのは「(3) の表の③欄に定める補助率」と読み替えて適用する。

①区分	②対象施設の種類	③補助率
ア 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改	・ 救護施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	5 / 6

①区分	②対象施設の種類	③補助率
築として行う場合)		
イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設を整備する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所一時保護所 ・ 婦人保護施設 	5 / 6

(申請)

- 7 社会福祉法人等が規則第3条の規定により整備費補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書（別記第1号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 8 整備費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(3) 事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入

の全部又は一部を県に納入させることがある。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額 0 円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 8 号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、社会福祉法人等が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

- (8) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (13) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出につ

いて証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14)(1)から(13)により付した条件に違反したときは、この補助金等の全部又は一部を取り消すことがある。

(承認申請)

- 9 8の規定により、承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

- 10 社会福祉法人等が工事を着手したときは、社会福祉施設等施設整備費補助金による施設工事着工報告書（別記第6号様式）により工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、社会福祉施設等施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告（別記第7号様式）により、毎年度12月末現在の状況を翌月の10日までに各1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 社会福祉法人等が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書（別記第2号様式）正副2部を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、社会福祉施設等施設整備費補助金年度終了報告書（別記第3号様式）をこの補助金等の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

- 12 社会福祉法人等が規則第15条の規定により整備費補助金の交付を請求しようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書（別記第4号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 13 社会福祉法人等が規則第 16 条の規定により整備費補助金の概算払を受けようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金概算払請求書（別記第 5 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

- 14 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により 6、7、10 及び 11 に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(暴力団密接関係者)

- 16 規則第 17 条第 1 項第 3 号の知事が定める者は、第 2 の 4 (2) イ又はウに該当する者（補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他団体）とする。

附則

この要綱は、平成 18 年 2 月 28 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
なお、社会福祉施設等施設整備及び設備整備費補助（負担）金交付要綱（平成 4 年 3 月 1 日付け厚第 816 号）は廃止する。

ただし、平成 16 年度からの継続事業については、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 1 月 15 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 21 年 12 月 9 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 22 年 6 月 4 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 23 年 9 月 8 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 9 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 7 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 21 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 11 月 27 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 28 年 9 月 30 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行し、平成 31 年 2 月 7 日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 2 年 12 月 18 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 17 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 22 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 26 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 2 月 16 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

第2の4 交付対象

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3/4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3/4
(3) 障害福祉サービス事業所等			
ア 障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	3/4
イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課さないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は、公益財団法人等。医療法人を除く。)	3/4
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3/4
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3/4
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3/4
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	3/4

別表 1

(9) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	3 / 4
(10) 婦人保護施設	売春防止法第36条	社会福祉法人	3 / 4
(11) その他施設	別途知事が定める基準	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4

別表 2 - 1

算 定 基 準

＜保護施設等の場合（3の（1）に掲げる施設）＞

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表3-3に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災対策特別措置法第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合には別表3-4又は別表3-5に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張</p> <p>平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費に</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	<p>おける一部改築及び拡張に係る国庫負担(補助)金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成17年10月5日社援発第1005011号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	
介護用リフト等特殊附带工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設近代化整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2-2

算 定 基 準

＜障害者福祉関係施設の場合（3の（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）＞
創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>1 施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 3-6 又は別表 3-7 に掲げる 1 施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</p> <p>(イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3-8 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3-9 又は 3-10 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）</p>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2-3

算 定 基 準

＜売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）＞

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの (ア) 別表3-11に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表3-12に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫負担(補助)金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理治療室を整備する場合は、別表3-11に掲げる1世帯当たり基準単価に定員(世帯)を乗じて得た額を加算とする。 なお、南海トラフ地震に係る地震</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助(負担)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	<p>防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表3-12に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 保育室を整備する場合には、別表3-11に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表3-12に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合には、別表3-11に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号又は日本海</p>	

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	<p>溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項第4号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表3-12に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表3-13に定める基準額を加算する。</p>	
<p>余裕教室活用促進事業</p>	<p>余裕教室を売春防止法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和2年12月9日2文科施第281号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別表3-13に定める基準額とする。</p>	<p>（1）余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>（2）暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費 又は工事請負費</p> <p>（3）冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費 又は工事請負費</p> <p>（4）冷暖房設備工事費</p>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
		冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費
特殊付帯工事費	別表3-13に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2 - 4

算 定 基 準

<売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）>

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表3-14に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫負担（補助）金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）</p>
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表 2-5

算 定 基 準

＜売春防止法に基づく施設の場合（3の（6）に掲げる施設）＞

（別表 2-3 及び別表 2-4 に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）</p>
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表 3-15 に掲げる 1 m ² 当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費
防災対策強化に係る整備	知事が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工

1 種目	2 基準額	3 対象経費
		<p>事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

別表 2-6

算 定 基 準

(別表 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費(第2の5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金若しくはこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表 3 - 1

令和 5 年度定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	6,510,000
		標準	6,200,000
	初度設備相当加算		95,000
	個室整備加算	都市部	454,000
		標準	433,000
	更生施設	本体	都市部
標準			6,200,000
初度設備相当加算		95,000	
個室整備加算		都市部	454,000
		標準	433,000
授産施設		都市部	2,800,000
	標準	2,670,000	
	初度設備相当加算		95,000
宿所提供施設	都市部	2,230,000	
	標準	2,130,000	
	初度設備相当加算		95,000
社会事業授産施設	都市部	2,800,000	
	標準	2,670,000	
	初度設備相当加算		95,000
日常生活支援住居施設	都市部	2,230,000	
	標準	2,130,000	
	初度設備相当加算		95,000

注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により都市部特例割増加算後の単価であること。

- 2 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表 3 - 2

(耐震化等整備を行う場合)

令和 5 年度定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000

注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 3 - 3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

令和5年度定員1人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
更生施設	都市部	8,900,000
	標準	8,480,000
授産施設	都市部	3,810,000
	標準	3,630,000
宿所提供施設	都市部	3,030,000
	標準	2,880,000
社会事業授産施設	都市部	3,810,000
	標準	3,630,000

注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 3 - 4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設 (木造施設の改築として行う場合) として行う場合)

令和 5 年度定員 1 人当たりの補助基準単価 (単位: 円)

施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	7,230,000
		標準	6,890,000
	初度設備相当加算		105,000
	個室整備加算	都市部	505,000
		標準	481,000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月 5 日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の 3 割以内を限度とする。

別表 3 - 5

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和 5 年度定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	9,890,000
	標準	9,420,000

注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 木造施設の改築として行う場合に限る。

令和5年度1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類		基準単価		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員 20人以下	都市部	60,000,000
			標準	57,100,000
		21人～40人	都市部	120,800,000
			標準	115,100,000
		41人～60人	都市部	201,900,000
			標準	192,300,000
		61人～80人	都市部	283,500,000
			標準	270,000,000
		81人～100人	都市部	365,400,000
			標準	348,000,000
		101人～120人	都市部	446,100,000
			標準	424,900,000
		121人以上	都市部	528,000,000
			標準	502,900,000
	施設入所支援整備加算及び 本体（宿泊型自立訓練）	利用定員 20人以下	都市部	48,300,000
			標準	46,000,000
		21人～40人	都市部	97,500,000
			標準	92,900,000
		41人～60人	都市部	163,100,000
			標準	155,400,000
61人～80人	都市部	229,800,000		
	標準	218,900,000		
81人～100人	都市部	295,200,000		
	標準	281,200,000		
101人～120人	都市部	361,800,000		
	標準	344,700,000		
121人以上	都市部	427,500,000		
	標準	407,200,000		
就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,200,000	
		標準	44,100,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部	152,300,000	
		標準	145,100,000	
短期入所整備加算		都市部	12,600,000	
		標準	12,000,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	
		標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
		標準	9,900,000	
居宅介護整備加算		都市部	6,940,000	
		標準	6,610,000	
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
		標準	38,300,000	
療養介護	本体	利用定員 20人以下	都市部	109,100,000
			標準	103,900,000
		21人～40人	都市部	219,200,000
			標準	208,800,000
		41人～60人	都市部	365,200,000
			標準	347,900,000
		61人～80人	都市部	514,100,000
			標準	489,600,000
		81人～100人	都市部	661,500,000
			標準	630,000,000
		101人～120人	都市部	808,800,000
			標準	770,300,000
		121人以上	都市部	956,200,000
			標準	910,700,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	46,200,000
			標準	44,100,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部	152,300,000
			標準	145,100,000
	短期入所整備加算		都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,600,000	
		標準	13,900,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000	
		標準	9,900,000	
居宅介護整備加算		都市部	6,940,000	
		標準	6,610,000	
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
		標準	38,300,000	
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	28,500,000
			標準	27,100,000
		短期入所整備加算	都市部	12,600,000
			標準	12,000,000
	エレベーター等設置整備加算	都市部	2,250,000	
		標準	2,150,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	10,300,000
			標準	9,900,000
	居宅介護整備加算		都市部	6,940,000
			標準	6,610,000
避難スペース整備加算		都市部	40,200,000	
		標準	38,300,000	
増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部	30,000,000	
		標準	28,600,000	
短期入所（短期入所みの整備の場合）		都市部	15,200,000	
		標準	14,500,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業みの整備の場合）		都市部	10,300,000	
		標準	9,900,000	
居宅介護（居宅介護みの整備の場合）		都市部	6,940,000	
		標準	6,610,000	
避難スペース整備（避難スペースみの整備の場合）		都市部	40,200,000	
		標準	38,300,000	
補装具製作施設		都市部	15,200,000	
		標準	14,500,000	
盲導犬訓練施設		都市部	188,800,000	
		標準	179,900,000	
点字図書館		都市部	51,800,000	
		標準	49,400,000	
聴覚障害者情報提供施設		都市部	69,900,000	
		標準	66,600,000	

注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所みの整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表 3 - 7

(耐震化等整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			基準単価	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	160,600,000
			標準	153,000,000
		41人~60人	都市部	267,800,000
			標準	255,000,000
		61人~80人	都市部	376,200,000
			標準	358,300,000
		81人~100人	都市部	484,800,000
			標準	461,700,000
		101人~120人	都市部	592,200,000
			標準	564,000,000
		121人以上	都市部	700,500,000
			標準	667,200,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	129,600,000
			標準	123,400,000
		41人~60人	都市部	216,500,000
			標準	206,200,000
		61人~80人	都市部	304,700,000
			標準	290,200,000
		81人~100人	都市部	391,600,000
			標準	373,000,000
101人~120人		都市部	480,200,000	
		標準	457,400,000	
121人以上		都市部	567,000,000	
		標準	540,000,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,400,000
			標準	58,500,000
短期入所整備加算			都市部	13,800,000
			標準	13,200,000
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,200,000
			標準	18,300,000

- 注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表 3 - 8

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和5年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価 (単位:円)

事業(施設)の種類			基準単価		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	160,600,000	
			標準	153,000,000	
		41人~60人	都市部	267,700,000	
			標準	255,000,000	
		61人~80人	都市部	376,200,000	
			標準	358,300,000	
		81人~100人	都市部	484,600,000	
			標準	461,600,000	
		101人~120人	都市部	592,000,000	
			標準	563,900,000	
		121人以上	都市部	700,300,000	
			標準	667,000,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	129,500,000
				標準	123,300,000
	41人~60人		都市部	216,400,000	
			標準	206,100,000	
	61人~80人		都市部	304,600,000	
			標準	290,100,000	
	81人~100人	都市部	391,600,000		
		標準	373,000,000		
101人~120人	都市部	479,900,000			
	標準	457,100,000			
121人以上	都市部	566,700,000			
	標準	539,800,000			
就労・訓練事業等整備加算			都市部	61,200,000	
			標準	58,300,000	
短期入所整備加算			都市部	13,800,000	
			標準	13,200,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,200,000	
			標準	18,300,000	
療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部	291,400,000	
			標準	277,500,000	
		41人~60人	都市部	486,000,000	
			標準	462,900,000	
		61人~80人	都市部	683,200,000	
			標準	650,700,000	
		81人~100人	都市部	879,300,000	
			標準	837,500,000	
		101人~120人	都市部	1,075,500,000	
			標準	1,024,400,000	

	121人以上		都市部	1,271,400,000
			標準	1,210,800,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部	61,100,000
			標準	58,200,000
	短期入所整備加算		都市部	16,700,000
			標準	15,900,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	19,200,000
			標準	18,300,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	38,100,000
			標準	36,300,000
	短期入所整備加算		都市部	16,700,000
			標準	15,900,000

- 注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類		基準単価
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下 都市部 66,600,000 標準 63,500,000
		21人~40人 都市部 134,200,000 標準 127,900,000
41人~60人 都市部 224,300,000 標準 213,600,000		
61人~80人 都市部 315,000,000 標準 300,000,000		
81人~100人 都市部 406,000,000 標準 386,600,000		
101人~120人 都市部 495,700,000 標準 472,100,000		
121人以上 都市部 586,700,000 標準 558,800,000		
施設入所支援整備加算及び 本体(宿泊型自立訓練)		利用定員 20人以下 都市部 53,600,000 標準 51,100,000
		21人~40人 都市部 108,300,000 標準 103,200,000
		41人~60人 都市部 181,200,000 標準 172,600,000
		61人~80人 都市部 255,300,000 標準 243,200,000
		81人~100人 都市部 328,000,000 標準 312,500,000
		101人~120人 都市部 402,000,000 標準 383,000,000
		121人以上 都市部 475,000,000 標準 452,500,000
	就労・訓練事業等整備加算 都市部 51,400,000 標準 49,000,000	
大規模生産設備等整備加算 都市部 169,200,000 標準 161,200,000		
短期入所整備加算 都市部 14,000,000 標準 13,300,000		
発達障害者支援センター整備加算 都市部 16,200,000 標準 15,500,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算 都市部 11,500,000 標準 11,000,000		
居宅介護整備加算 都市部 7,710,000 標準 7,350,000		
避難スペース整備加算 都市部 44,600,000 標準 42,500,000		

- 注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 3-10

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

令和5年度1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			基準単価	
生活介護 自立訓練	本体(日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	178,500,000
			標準	170,000,000
		41人~60人	都市部	297,500,000
			標準	283,400,000
		61人~80人	都市部	418,000,000
			標準	398,100,000
		81人~100人	都市部	538,600,000
			標準	513,000,000
		101人~120人	都市部	658,000,000
			標準	626,600,000
		121人以上	都市部	778,300,000
			標準	741,300,000
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	144,000,000
			標準	137,100,000
		41人~60人	都市部	240,500,000
			標準	229,100,000
		61人~80人	都市部	338,500,000
			標準	322,500,000
		81人~100人	都市部	435,100,000
			標準	414,500,000
		101人~120人	都市部	533,500,000
			標準	508,200,000
		121人以上	都市部	630,000,000
			標準	600,000,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	68,200,000	
		標準	65,000,000	
短期入所整備加算		都市部	15,300,000	
		標準	14,600,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	21,300,000	
		標準	20,300,000	

- 注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表 3 - 1 1

令和 5 年度 1 世帯（1 施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

施設の種類		基準単価
婦人保護施設	本体 （1 世帯当たり）	7,281,000
	初年度設備加算（1 世帯当たり）	92,000
	心理療法室整備加算（1 施設当たり）	28,703,000

注 1 改築整備に係る初年度設備加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。

2 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備加算（一世帯当たり）の基準単価を適用とする。

別表 3-12

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第1項第4号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第1項第4号に

令和5年度1世帯(1施設)当たりの補助基準単価

施設の種類		基準単価
婦人保護施設	本体 (1世帯当たり)	9,611,000
	初年度設備加算 (1世帯当たり)	120,000
	心理療法室整備加算 (1施設当たり)	37,887,000

注1 改築整備に係る初年度設備加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

2 婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備加算(一世帯当たり)の基準単価を適用とする。

別表 3 - 1 3

令和 5 年度 1 施設当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		基準単価
婦人保護施設	積雪寒冷地域体育施設	56,715,000
	地域交流スペース	21,968,000
	初年度設備加算	1,194,000
	地域交流スペース (防災拠点型)	29,285,000
	初年度設備加算	3,123,000
	余裕教室活用促進事業	29,285,000
	初年度設備加算	5,213,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	14,009,000
特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	18,593,000	

注 1 改築整備に係る初年度設備加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。

別表 3 - 1 4

(耐震化整備事業)

令和 5 年度 1 世帯当たりの補助基準単価

(単位 : 円)

施設の種類		基準単価
婦人保護施設	本体	11,046,000

別表 3 - 1 5

令和 5 年度 1 m²当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		基準単価
婦人保護施設	スプリンクラー設備工事(既存施設) ※	11,000

※創設・増築・増改築・改築・拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表 4

算 定 基 準

(その他施設)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	次に掲げる額として、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。 知事が必要と認めた面積 鉄筋 知事が認めた額 ブロック 知事が認めた額 木造 知事が認めた額	施設整備に必要な工事費 又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別記第1号様式

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

番 号
(元号) 年 月 日

千葉県知事 様

所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

(元号) 年度において、下記のとおり社会福祉施設等施設整備事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条により関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の目的及び内容
- 3 施設整備申請額算出内訳
別紙1のとおり
- 4 事業計画書
別紙2のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算書(見込)書抄本
 - (2) 工事費見積書、工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し
 - (3) 工事に係る設計図及び平面図等の写し
 - (4) 整備工事か所の写真(工事着工前)

事業計画書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
 (2) 施設の種類
 (3) 事業の目的及び効果
 (4) 設置主体及び経営主体
 (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
 (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
 (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (オ) 建物の構造（_____造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図、各階平面図を添付すること。

なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること

イ 解体撤去工事（既設施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（_____造）
 (ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既設施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
 (イ) 建物の構造（_____造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計（本体工事費）	_____	円
エ	スプリンクラー設置工事費	_____	円
オ	介護用リフト等特殊附帯工事費 （介護用リフト工事費） （_____）	_____	円
カ	授産施設近代化整備工事費	_____	円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費 （解体撤去工事費） （仮設施設整備工事費）	_____	円
ク	その他の工事費	_____	円
ケ	地域交流スペース	_____	円
コ	合計	_____	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

事業計画書

(3) 財源内訳

ア	当該補助（負担）金		円
イ	その他の補助（負担）金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳)	一般財源	円
		地方債	円
		寄付金	円
		その他（内訳別）	円
エ	合	_____	円
ト	計	_____	円

(4) 施工計画

- ア 直営、請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ しゅん工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
 - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮設施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産の処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の有無
有 ・ 無

(6) その他参考事項

別記第2号様式

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書

(元号) 年 月 日
番 号

千葉県知事

様

所在地
法人名
代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった社会福祉施設等施設整備事業を下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的及び内容

2 施設整備精算額算出内訳書

別紙1のとおり

3 事業実績報告書

別紙2のとおり

4 添付書類

(1) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(2) 請負の場合は、工事請負契約書の写し、直営の場合は、支払領収書の写し

(3) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し

(4) 工事完了を確認するに足る検査証の写し

(建築基準法第7条5項又は第18条7項の規定による検査済証)

(5) 工事に係る設計図及び平面図等の写し

(6) 整備工事か所の写真(工事着工前と着工後)

(7) 業者選定時から工事完了までの経緯

ア 請負業者選定方法

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 供用開始年月日

事業実績報告書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿所提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。)

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ n、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造 (_____ 造)

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図、各階平面図を添付すること。
 なお、拡張、改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事(既設施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ n、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)
- (ウ) 建築年月日 _____
- (エ) 補助金の区分(昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他)
- (オ) 処分(取りこわし)年月日 _____
- (注) 既設施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ n、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造 (_____ 造)
- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	_____	円
イ 工事事務費	_____	円
ウ 小計(本体工事費)	_____	円
エ スプリンクラー設置工事費	_____	円
オ 介護用リフト等特殊附帯工事費 (介護用リフト工事費)	_____	円
	_____	円
カ 授産施設近代化整備工事費	_____	円
キ 授産施設等整備工事費	_____	円
ク 解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費 (解体撤去工事費)	_____	円
	_____	円
ケ その他の工事費	_____	円
コ 地域交流スペース	_____	円
サ 合計	_____	円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工計画

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ しゅん工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

- (4) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産の処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の有無
有 ・ 無

(5) その他参考事項

- (添付書類)
- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）
 - イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証）
 - ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
 - オ 建物内外主要部分の写真
 - カ 工事契約金額報告書（別紙①）

別紙①

番 号
(元号) 年 月 日

千葉県知事

(発注者 社会福祉法人)
所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

(請負者 施工業者)
所 在 地
法 人 名
代表者職氏名

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）と請負者（受託者）
は、建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を
次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを
報告する。

契約種別		契 約 年 月 日	金 額
工事 請負 契約	当初	(元号) 年 月 日	金 円
	変更（追加）	(元号) 年 月 日	金 円
	変更（追加）	(元号) 年 月 日	金 円
設計 管理 委託 契約	当初	(元号) 年 月 日	金 円
	変更（追加）	(元号) 年 月 日	金 円

別記第3号様式

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金年度終了報告書

番 号

(元号) 年 月 日

千葉県知事

様

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった社会福祉施設等施設整備費補助金については、県の会計年度が終了したことに伴い、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第12条後段の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙)

事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績			翌年度繰越額		事業実施期間		備考
	事業費 円	補助 基本額 円	補助 (負担) 金 円	事業費支払 実績見込額 円	事業 進捗よ率 %	補助(負担) 金受入額 円	事業費 円	補助 (負担) 金 円	着工年月	完了予定 年月	

別記第4号様式

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金交付請求書

(元号) 年 月 日

千葉県知事

様

所在地
法人名
代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった
社会福祉施設等施設整備費補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32
年千葉県規則第53号）第15条の規定により次のとおり請求します。

記

金

円

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
振込口座番号	
名義人（カナ）	

別記第5号様式

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金概算払請求書

(元号) 年 月 日

千葉県知事 様

所在地
法人名
代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった社会福祉施設等施設整備費補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第16条第2項の規定により次のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
振込口座番号	
名義人（カナ）	

(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

施設種別

法人名

施設名	設置団体	創設・拡張の別	県費補助額 円 (A)	12月末日の 出来高 % (B)	3月末日までの 出来高見込 % (C)	繰越見込高 % 100-(C)=(D)	繰越見込額 円 (A) × (D) = (E)	備考
合 計			円 0	%	%	%	円 0	

別記第8号様式

(元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日
番 号

千葉県知事 様

所在地
法人名
代表者職氏名

(元号) 年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定を受けた(元号) 年度社会福祉施設等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

- (1) 施設の種類
(2) 名 称

2 千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)第14条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要県補助金等返還相当額)

金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)